健康

国民年金保険料、未納になっていませんか

国民年金は「世代と世代の助け合い」

国民年金保険料は、お年寄りや障害のある人、遺族の皆さんが受給されている年金の原資となっており、将来自分が年金を受給するようになったとき、その時代の現役世代に支えてもらうことになります。

しかし、現在その大切な国民年金保険料が未納になっている人が増えています。

未納期間が増えると…①老齢年金を受給するとき、未納期間は年金額から減額されます。②未納期間が多く、納付や免除の期間が受給資格期間（２５年）を満たさなければ、老齢年金を受給できなくなります。③万一身体に障害を負った場合や、家族が亡くなられた場合、障害年金や遺族年金が受給できなくなるおそれがあります。

未納期間の保険料は、２年以内であれば納付することが可能です。

年金受給権の確保、年金制度の適正な運営のため、保険料の未納がないようにお願いします。

※失業や低収入などのため保険料を支払うことが難しい人は、免除申請という制度があります。

問合せ　国保年金課
☎３３－４１０５

介護講習会

介護についての講義と実技（車椅子での移動など）を行います。

とき　３月１９日㈪午後１時３０分～３時

ところ　やつしろハーモニーホール

対象　概ね６０歳代前半の人

定員　４０人（申込多数の場合は抽選）

講師　日本赤十字社熊本県支部

受講料　無料

申込・問合せ　３月１４日㈬までに住所、氏名、生年月日、年齢、電話番号、「介護講習」と明記し、ハガキ・ファクスにて〒８６６－００４３八代市古城町１７１９－２ 八代市シルバー人材センター☎３３－２７１１、FAX ３３－２７２２へ

予防接種はお済みですか？

《風しんワクチン不足における経過措置の終了》

平成１８年３月３１日までに、医療機関へ風しんワクチン接種の予約をした人で、未接種の人は、平成１９年３月３１日までに接種を終えてください。

なお、接種を受ける場合は、予約された医療機関へ事前に電話連絡を行ってください。

《小学校就学前の麻しん風しん混合ワクチン接種》

平成１２年４月２日～平成１３年４月１日生まれの人で、麻しん風しん混合ワクチンの接種を受けていない人は、平成１９年３月３１日までが定期接種の期間となっていますので、早めに接種してください。

問合せ　健康増進課☎３２－７２００、各支所健康福祉課

平成１９年度市県民税申告における、６５歳以上の要介護認定者への障害者控除対象者認定書交付のお知らせ

６５歳以上の要介護１～要介護５の要介護認定を受けている人で、市県民税の申告において課税対象となる場合は市が交付する「障害者控除対象者認定書」により、所得控除（障害者控除）を受けられる場合があります。

◆障害者手帳などをお持ちの人は、手帳の提示により控除を受けることができます。

◆要介護４～５の認定を受けている人は、介護保険被保険者証の提示により控除を受けることができます。

◆要介護１～３の認定を受けている人で、認定書の交付が受けられない場合がありますので、お問い合わせください。

※平成１８年１２月３１日現在の要介護認定状況により判定します。

申請に必要なもの　印鑑、介護保険被保険者証

問合せ　高齢者支援課
☎３３－４４３８

広　告

後期高齢者医療制度

平成２０年４月１日から、７５歳（一定の障害がある人は６５歳）以上の人は、新たに独立した医療保険制度となる「後期高齢者医療制度」で医療を受けることになります。

新しい制度は、県内のすべての市町村が加入する「広域連合」が賦課や医療給付を行い、市町村は保険料の徴収と申請や届出の受付、被保険者証（保険証）の引渡しなどの窓口業務を行います。

《制度の内容》

◆７５歳（一定の障害のある人は６５歳）以上の人は、すべての人が現在加入している保険制度から、新しい後期高齢者医療制度の被保険者へ移ることになります。

◆病院などの自己負担は、老人保健で医療を受けるときと同じです。一般の人は１割負担、現役並み所得のある人は３割負担となります。

◆受けられる給付は、現在の老人保健で受けているものと同様の給付が受けられます。

◆保険料は、熊本県内で統一され、原則として年額１８万円以上の年金を受けている人は、「年金」から差し引かれることになり、それ以外の人は、市町村に納めます。また、今まで保険料を負担していなかった社会保険などの被扶養者も保険料を負担することになります。

《保険料》

後期高齢者の医療にかかる費用のうち、医療機関で支払う窓口負担を除いた分の約１割を被保険者の皆さんから保険料として納めていただきます。

保険料は、被保険者全員が頭割りで負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となり、賦課限度額が設けられます。保険料の割合は、均等割額５割、所得割額５割となります。

※所得の低い人は、世帯の所得水準に応じて保険料が軽減されます。

問合せ　国保年金課
☎３３－４１１３

後期高齢者医療制度の運営の仕組み（平成２０年度）

対象者　７５歳以上の後期高齢者

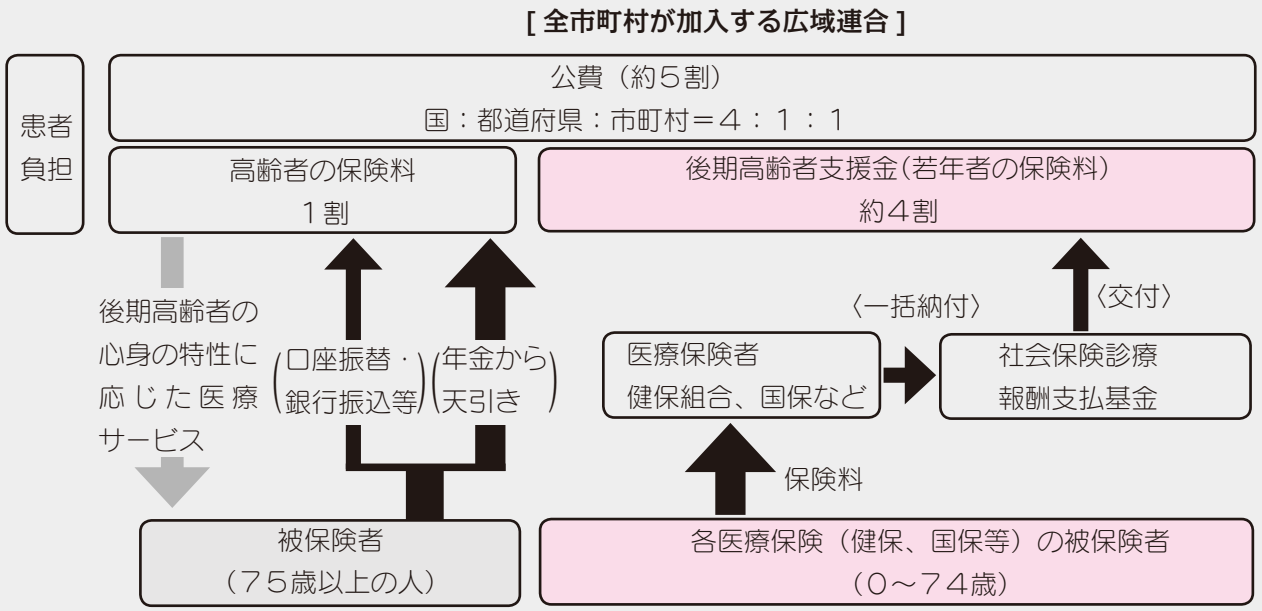

広　告